

行政委員会事務局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について
(少額随意契約を除く)

令和4年度第3四半期

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	執行統一地方選挙に係る期日前投票システム運用及びサポート業務委託	情報処理	(株)ムサシ 大阪支店	7,718,370	令和4年12月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	-
2	統一地方選挙啓発用インシアタープロモーション業務委託	広告代行	(株)サンライズ社 大阪支店	2,486,000	令和4年12月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	-
3	統一地方選挙用シテイスケープ広告業務委託	広告代行	エムシードウコー(株)	12,650,000	令和4年12月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年執行統一地方選挙に係る期日前投票システム運用及びサポート業務委託

2 契約の相手方

株式会社ムサシ 大阪支店

3 随意契約理由

期日前投票システムは、投票情報の管理に必要なシステムであり、同システムを用いて、投票前に住基システムから抽出した選挙人データを取り込み、選挙人の日々の異動情報を反映させて選挙人情報を管理している。また、期日前投票所においては、同システムを用いて名簿対照を行っている。

本業務は、上記期日前投票システムの運用及びサポートを実施するものである。

本市の期日前投票システムは、株式会社ムサシがパッケージシステムとして開発・展開しているものを、本市住基システムと連携が可能となるよう本市仕様にカスタマイズしているが、ライセンスは全て同社が保有していることから、今回の選挙に向けたシステム調整作業や使用機器への設定、障害発生時のシステム処理・対処を含めた運用支援は他社には行うことができない。

以上のことから、本市職員が同システムの安定的かつ円滑な運用を行えるよう設定及びサポートを行い、また、万一システム障害が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できる体制を整えることができるのは同社しか存在しないため、同社を特名し本契約の相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8511）

随意契約理由書

1. 案件名称

統一地方選挙用インシアタープロモーション業務

2. 契約の相手方

株式会社 サンライズ社

3. 随意契約理由

本事業は、大阪市内の主な映画館（6シネマ：61スクリーン）において映画の幕前を利用して啓発映像を放映し、選挙啓発を行うものである。前回の統一地方選挙時において、啓発放映を行った9日間で16万人を超える動員数が確認できていることから、今回の選挙時においても啓発事業として実施するものである。

この事業では、来場者が着席し、館内が暗転した状態で啓発映像が放映されることから、来場したほぼすべての有権者が視聴することになるとともに、大きなスクリーンの映画と同様の音響・照明効果により、有権者が集中して視聴できるため、印象に残りやすく有権者に大きなインパクトを与え、統一地方選挙についての認識を高めることが期待できる。

また、様々なジャンルの映画が上映されることから、若年層から高齢者に至るまで幅広い年代層に及ぶ多くの有権者が視聴することになり、効果的な啓発が期待できる。

本事業については、株式会社サンライズ社が大阪市内全映画館（7シネマ：67スクリーン）の広告枠管理・運営業務を手掛けている唯一の事業者であるため、本事業における映画館においても同社以外では履行することができない。また、上記を証明するため、他の事業者では取り扱いができない旨の証明書の提出も受けている。

以上の理由から、株式会社サンライズ社を特名し随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8514）

随意契約理由書

1. 案件名称

統一地方選挙啓発用シティスケープ広告業務委託

2. 契約の相手方

エムシードゥコー株式会社

3. 随意契約理由

本業務は、統一地方選挙に係る期日周知及び投票参加の呼びかけを行うために、多くのシティバスバス停に設置されているシティスケープ広告を活用するものである。

シティスケープ広告は、エムシードゥコー株式会社と大阪市交通局（現大阪シティバス株式会社）との協定により、エムシードゥコー株式会社がバス停に屋根と一体化したパネル（内照型で夜間も視認できる。）を設置し、バス利用者のみならず通行人・車両にも訴求する、エムシードゥコー株式会社が全国展開する広告手法であり、バス利用者の利便やバス停周辺的环境に配慮した広告手法は高く評価されている。なお、バス停及びパネル等の設置や、清掃補修等の維持管理のすべての業務をエムシードゥコー株式会社がおこなっている。

大阪市中心部には街頭ビジョンやデジタルサイネージ、駅等での大型の啓発掲出手段が存在するが、中心部を離れた場合の有力な啓発手段がなかった。このシティスケープ広告は市周辺部にも設置されており、夜間にも照明が設置されているため視認性も高く、バス待ちの有権者のみならず通行人や通行車両にも啓発効果が期待できることから、今回の選挙においても実施するものである。

なお、媒体の販売方法であるが、シティスケープ広告は広告代理店でも取り扱ってはいるものの、代理店の場合は顧客から依頼があればエムシードゥコー株式会社に広告面の空き状況を確認し、その承認を得たうえで契約する形態であり、集約はエムシードゥコー株式会社のみが行っており、あらかじめ代理店に枠を設定して販売を依頼するという形態にはなっていない。

今回の契約に当たりエムシードゥコー株式会社と直接協議したところ、金額については、広告代理店マージン15%を含んだグロス料金から10%を減額する等の特例が適用されることとなり、他の広告代理店と契約を行うより有利な条件で契約ができる。

以上の理由から、大きな啓発効果が期待できるシティスケープ広告を最大限活用するため、広告掲出料金に適用される特例を含めて総合的に勘案し、エムシードゥコー株式会社と契約することが最も経済的・効果的と認められることから、同社を特名し随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8514）